

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	名護市 健康増進法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名護市は、健康増進法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県名護市長

公表日

令和6年12月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に関する事務
②事務の概要	健康増進法による健康診査は、疾病を早期に発見し、早期治療につなげること及び健康診査結果を踏まえた保健指導等を行うことにより、疾病の予防及び進行の防止並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するものである。 特定個人情報以下の事務に利用する。 ①健康診査の実施対象者の把握 ②健康診査の実施に関する事務 ③健康診査の実施結果の管理 ④健康診査の事後指導・相談
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条1項 別表第一 76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法」が含まれる項(102の2) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法」が含まれる項(102の2) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名護市 市民部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	名護市市民部健康増進課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	名護市市民部健康増進課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、健康管理に関する事務では、上記の他、下記の局面で特定個人情報情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策が十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合も含む。)のパスワード等による保護	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	十分にしている 十分にしている 十分にしている	選択肢 特に力を入れて行っている 十分にしている 十分にしていない
--------------	--	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員も含む。)等に対して、研修を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
平成29年7月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
令和1年6月25日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月25日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市市民福祉部健康増進課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年6月30日	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策		IV リスク対策 追加	事後	
令和2年11月11日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条1項 別表第一 76項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条1項 別表第一 76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和2年11月11日	I 5. 評価実施機関における担当部署	名護市 市民福祉部 健康増進課	名護市 市民部 健康増進課	事後	
令和2年11月11日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	名護市市民部健康増進課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	名護市市民福祉部健康増進課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	名護市市民部健康増進課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和4年3月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・提供なし (別表第二における情報照会の根拠) ・照会なし	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・項番 102の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 (別表第二における情報照会の根拠) ・項番 102の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事後	
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		十分である	事後	
令和5年3月1日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・項番 102の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 (別表第二における情報照会の根拠) ・項番 102の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法」が含まれる項(102の2) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第二欄(事務)に「健康増進法」が含まれる項(102の2) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事後	
令和5年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	
令和5年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	